

大阪府北部地震 M6.1

八幡市震度5強 各地で被害

大阪府北部を震源として6月18日(月)午前7時58分、マグニチュード6.1の地震が発生し、市内でも阪

神・淡路大震災以来となる、震度5強の強い揺れを観測しました。この地震により、市内では、屋根や壁をはじめとした家屋等の損傷が約230戸、人的被害も数件出るなど、大きな被害を受けました。市は、発災直後には市長を本部長とした災害対策本部を設置し、市内の被災状況の把握や被災者への支援等を実施しました。



ブルーシートで補修された家々が並ぶ市内

本殿前の石灯籠が倒壊(石清水八幡宮)



文化財も破損

今回の地震は市内の貴重な文化財にも被害を与えています。主な被害状況は次のとおりです。

▼国指定の史跡石清水八幡宮境内に並ぶ石灯籠約500基のうち約40基が倒壊。

▼国指定の名勝松花堂及び府道京都八幡木津自転車道線(木津川サイクリングロード)通行止め

地震の被害を受け、堤防上のサイクリングロードの路面に亀裂が見つかり、上津屋の流れ橋(上津屋橋)付近から、岩田里付近までの約1.5kmが通行止めとなつています。回りに協力ください。

◆問い合わせ 山城北土木事務所(☎0774-620714)



通行止めになった木津川サイクリングロード

●地震の被害にあわれた皆さんへ
り災証明書を発行
市では、地震等の原因による建物や家財等の被害に対し、「り災証明書」を発行します。り災証明書はご自身が加入している保険会社への請求等に必要となる場合があります。まだ申請がお済みでない人は、防災安全課へご相談ください。

▼国指定の重要文化財の伊佐家住宅の主屋などの壁が損傷。
▼国指定の重要文化財の正法寺の大方丈の壁が損傷。
▼国登録の有形文化財の中村家住宅大歌堂の書院で天井の鏡板が外れるなど。
▼府指定の有形文化財の善法律寺の本堂の壁が損傷。

●松花堂庭園
地震の被害を受け、松花堂庭園は当面の間、休園しています。なお松花堂美術館などは、通常どおり開館しています。



かもいが落下した「泉坊書院」(松花堂庭園)

大阪府北部地震 被災者への支援制度

大阪府北部地震で被害にあわれた皆さんに心からお見舞い申し上げます。市では、被害状況に応じてご利用いただける支援制度をまとめました。詳細については、各担当課にお問い合わせください。
※6月29日時点での支援制度を掲載しています。新たに利用が可能となる制度につきましては、随時、市ホームページでご案内します。
※家の中の片づけ支援など、社会福祉協議会などで取り扱う支援制度もございますので、個別に実施機関へお問い合わせください。

【証明書】

り災(被災)証明書
防災安全課

被災者に、り災(被災)証明書を発行します。

証明書手数料
税務課・市民課

被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提出が必要で、り災証明書の交付を受けた場合は、所得・課税(非課税)証明、事業証

明、土地・家屋関係証明(ただし、住宅用家屋証明を除く)、納税証明・完納証明、住民基本台帳関係証明(住民票の写し等)、戸籍関係証明(戸籍謄本等)の手数料が免除になります。

【税金・保険料・保育料等】

市・府民税
税務課市民税係

災害により、居住する住宅等の被害を受け、一定の要件を満たす場合は、市・府民税の減免および納期限の変更を受けられる場合があります。

固定資産税等

税務課資産税係
災害により、被害を受けた一定要件を満たす固定資産を所有する場合は、固定資産税・都市計画税の減免および納期限の変更を受けられる場合があります。

市税、国民健康保険料の納付

税務課収納係
家屋・資産の被災により市税等の納付が困難な場合は、納付相談による分割納付ができる場合があります。

介護保険
高齢介護課
被災者で一定の要件を満たす場合は、介護保険料および利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

国民健康保険、後期高齢者医療
国保医療課
被災者で一定の要件を満たす場合は、国民健康保険料および一部負担金の減免を受けられる場合があります。

国民年金保険料

市民課
被災者で一定の要件を満たす場合は、国民年金保険料が免除になる場合があります。

保育料
保育・幼稚園課
被災者で一定の要件を満たす場合は、公私立保育園・認定こども園・公立幼稚園保育料の減免を受けられる場合があります。

施設使用料
子育て支援課
被災者で一定の要件を満たす場合は、放課後児童健全育成施設使用料の減免を受けられる場合があります。

【ごみ処理】

ごみ処理手数料
環境業務課
被災者は、ごみ処理手数料が減免、一部減免になります。

地震の備え日頃から

今回の地震は、兵庫県神戸市から大阪府高槻市に延びる「有馬—高槻断層帯」の付近が震源。関連はまだ分かっていませんが、今後、ほかの断層で別の地震が発生する可能性もありますので、注意が必要です。地震への備えを行い、発生した場合はあわてず、落ち着いて行動してください。

地震が起きたらどうするか?

あわてずに安全確保

大きな地震が発生したら、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。地震が起きて「あわてず、落ち着いて」行動するために、行動パターンをご紹介します。

地震発生

- 落ち着いて、自分の身を守る
- 火の始末はすばやく
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する

緊急地震速報

強い揺れ(震度5以上)が始まる数秒から数十秒前に、テレビやラジオ、市の防災行政無線や携帯電話などで「もうじき揺れること」を知らせてくれます。ただし、震源に近い地域では、強い揺れに間に合わないことがあります。

1~2分

山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難。

- 火元を確認、出火していたら初期消火
- 家族の安全を確認
- 靴をはく
- 非常持出品を手近に用意する

3分

隣近所の安全を確認
特に一人暮らし高齢者など要配慮者がいる世帯には積極的に声をかけ、安否を確認する。

- 余震に注意

5分

- ラジオなどで情報を確認
- 電話はなるべく使わない
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する

5~10分

- 子どもを迎えに
自宅を離れるときには、行き先を

書いたメモを家族で決めた場所に隠す(空き巣対策)。

電気、ガス切って

- さらに出火防止を!
ガスの元栓、電気のブレーカーを切る(通電火災対策)。

10分~数時間

- 消火・救出活動
隣近所で協力して消火や救出を。あわせて消防署等へ通報する。

~3日くらい

- 生活必需品は備蓄でまかなう
- 災害情報、被害情報の収集
- 壊れた家には入らないこと
- 引き続き余震に警戒する

避難生活では

- 自主防災組織等を中心に行動を
- 集団生活のルールを守る
- 助け合いの心を

避難に関する3つの情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合、避難に関する情報が発令されます。3種類の情報が状況の深刻度に応じて出されるので、各情報に応じた避難行動をとりましょう。

■ 避難準備・高齢者等避難開始…人的被害の発生する危険性が高まった状況

▶ 避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者やその支援者は避難を始めましょう。

▶ 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めましょう。

■ 避難勧告…人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況

▶ 発令された地域の住民は指定された避難場所に避難を始めましょう。

■ 避難指示(緊急)…人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況

▶ 避難中の住民は直ちに避難を完了してください。

▶ まだ避難していない人は直ちに避難しましょう。万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動を取りましょう。

情報入手

防災情報の入手方法

市民の皆さんへの避難情報等は主に次のとおり発信しますので、ご活用ください。

- ① 防災行政無線、② パソコン(市ホームページなど)、③ テレビ、④ ラジオ、⑤ 緊急速報メール、⑥ 京都府防災・防犯情報メール(登録が必要です)
- ※ 緊急速報メールはNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話に、一斉に配信(登録不要)

● 防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合などは次の電話番号でご確認ください。

☎982・2484、982・2485

● その他の防災情報アクセス一覧

- 八幡市ホームページ (<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>)
- きょうと危機管理WEB (<http://www.pref.kyoto.jp/kikiweb/>)
- 京都地方気象台 (<http://www.jma-net.go.jp/kyoto/>)
- 川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/>)

連絡手段

地震発生時の連絡手段

震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合、電話が繋がりにくい状況になりますので、伝言ダイヤルなどをご利用ください。

- 災害用伝言ダイヤル「171」
- 携帯電話の「災害用伝言板」

準備しておきたい非常持出品

乳幼児、妊婦、要介護者… 家族構成考え備蓄

非常持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。また、災害発生時に最初に持ち出すものと、災害から復旧するまでの数日間を支える備蓄品を分けて用意しておきましょう。

非常持出品~災害発生時~

- 懐中電灯…できれば一人一個ずつ用意。予備の電池も忘れずに!
- 携帯ラジオ…小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるもの。
- 非常食・水…缶詰や乾パンなど、火を通さずに食べられるもの。水はペットボトル入りが便利です。
- 貴重品…多少の現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、住民票のコピーなど。公衆電話を利用するための10円玉があると便利です。

- 救急医薬品…傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬などのほか、常備薬があれば必ず用意する。
- その他…ヘルメット、下着類、ライター、ナイフ、ティッシュなど。

備蓄品~復旧するまでの間~

- 食料品…缶詰やレトルト食品など非常食3日分を含む7日以上を備蓄しましょう。高齢者や子ども、アレルギー体質者など、配給される食事をとるのが難しい家族がいる場合には、その事情に合った食料を多めに準備しましょう。
- 水…飲料水は大人一人あたり1日3ℓが目安で、7日分を用意する。水の配給を受けるためのポリ容器などもがあると便利です。
- 燃料…卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベなど。

こんなものも用意して

- 乳幼児のいる家庭…ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄器、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど。
 - 妊婦のいる家庭…脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄器および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など。
 - 要介護者のいる家庭…着替え、おむつ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、緊急時の連絡先表など。
 - 工具…ロープ、パール、はさみ、のこぎり、ジャッキ、スコップなど。
 - その他…簡易トイレ、毛布、寝袋、ラップ、食器類、使い捨てカイロ、マスク、シート、筆記用具など。
- ※ 備蓄品は、家族全員がわかる場所に保管しましょう。

◆ 問い合わせ 防災安全課

● 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。

【減額される要件】

- ▽ 昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
- ▽ 平成32年(2020年)3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。
- ▽ 「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。

詳しくは、お問い合わせください。

◆ 問い合わせ 税務課資産税係

● ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止するとともに、避難路を確保することを目的として、住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんに、その費用の一部を助成しています。対象となる場合 市に住民登録があ

る、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に面した既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、生け垣を新設する場合。

※ 販売目的の場合は対象外。詳しくは、お問い合わせください。

◆ 問い合わせ 防災安全課

● 災害時要援護者支援対策事業に登録を!
市では、大きな地震や水害が起こった際に、高齢や障がいにより自力で避難することが困難な人(要援護

者)を支援する事業に取り組んでいます。福祉総務課で随時、登録を受け付けていますのでご相談ください。

◆ 問い合わせ 福祉総務課

● 防災ハザードマップを改訂
避難先や避難経路、防災情報の取得情報等を紹介する、防災ハザードマップの改訂を進めています。8月末まで(予定)に全世帯へ配付させていただきますので、お役立てください。

◆ 問い合わせ 防災安全課